

中小企業政策審議会（第21回）

議事録

日時：平成26年9月12日（金）15：00～17：00

場所：経済産業省本館17階第1特別会議室

議題

1. 開会
2. 大臣・副大臣・大臣政務官挨拶
3. 小規模企業振興基本計画案について
4. 小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針の改正案について
5. 討議
6. 報告事項
 - (1) 来年度概算要求の概要と今後の中小企業・小規模事業者政策の方向性について
 - (2) 事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会の中間報告について
 - (3) NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会の中間報告案について
7. その他
8. 閉会

○蓮井企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第21回「中小企業政策審議会」を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。事務局を務めます中小企業庁企画課長の蓮井でございます。よろしく申し上げます。

本日は、委員、20名おられますけれども、阿部委員、石井委員、大塚委員、小高委員、高橋委員、田村委員、眞中委員が御欠席でございまして、13名の委員に御出席いただいております。

体制が変わって初めてでございますので、私より、きょうは各委員のお名前だけで恐縮ですが、御紹介させていただきたいと思っております。御着席のままでいきます。

最初に、足立委員、伊藤委員、江田委員、小野委員、川田委員、河原委員、高田委員、堤委員、鶴田委員、三神委員、村上委員、森委員。以上でございます。三村会長は、後ほど御挨拶がございます。

また、本日はオブザーバーといたしまして、小規模企業基本政策小委員会石澤委員長にも御出席いただいております。本審議会への御出席及び小委員会の取りまとめの御尽力に

つきまして、改めて感謝申し上げます。

初めに、本審議会会長の交代がございましたことを御報告いたします。過日、平成20年より会長をお務めいただきました岡村正会長が退任されまして、審議会委員の皆様方による互選の結果、三村明夫委員が新しく会長に選任されました。

それでは、まず三村審議会長より御挨拶いただきたいと思います。

○三村会長 昨年11月に日本商工会議所の会頭になりました。皆さんの御推薦で当審議会の会長ということです。

伺うところによると、私が一番新人だそうでございますので、どうぞいろいろ御指導、よろしくお願いいたします。大臣も新任ですね。

○小淵大臣 そうです。

○三村会長 よろしく申し上げます。皆さんとこれから長いお付き合いになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○蓮井課長 ありがとうございます。

本日は、小淵大臣、高木副大臣、山際副大臣、関大臣政務官、岩井大臣政務官にも御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきます。

最初に、小淵大臣、お願いいたします。

○小淵大臣 このたび経済産業大臣を拝命いたしました小淵優子でございます。

本日は大変お忙しい中、こうして委員の皆様にはお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

第2次安倍政権、発足して1年半となります。この1年半の取り組みによりまして、長引くデフレからの脱却に向けて歩みを進めてきたところでありますが、まだまだ道半ばであると承知しています。

私もこれまで党の活動の中で、各地域を回り、また中小企業・小規模事業者の皆様とさまざまな意見交換をさせていただいてまいりました。それぞれの地域によって状況は違いますが、課題というものもそれぞれ違うわけですが、少子化・高齢化ということであり、売り上げが減っていたり、経営層が高齢化になっていたり、そのような問題が共通しているのかなと思うところであります。しかし、何としましてもこのアベノミクスの効果というものを地域にしっかり広げていく、全国にしっかり広げていく、それをなし遂げていかなければならないと思っています。

今般、51年ぶりの基本法であります小規模企業振興基本法が成立しまして、まさにことは小規模企業振興元年であると認識しております。今回、御議論いただく小規模企業振興基本計画が今後の小規模企業施策の羅針盤にふさわしいものになりますように、どうか委員の皆様方のお力添えをいただけますように、活発な御議論をいただけますように、よろしくお願い申し上げます。

また、このたび、三村会長には会長に御就任いただき、力強いリーダーシップをもってお進めいただきますようお願い申し上げます。

どうか皆さん、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

○蓮井企画課長 ありがとうございます。

続きまして、高木副大臣より御挨拶をお願いいたします。

○高木副大臣 ただいま御紹介いただきました、このたびの内閣改造で経済産業副大臣を拝命いたしました高木陽介でございます。

中小企業政策審議会の先生方には、これからも大変お世話になると思いますが、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

我が国の中小企業、そして小規模事業に関しては、皆様方も御存じのように、日本の経済を下支えしていただいている、そういったことをしっかりと視野に置きながら、私どもも取り組んでまいりたいと思いますし、また、これからの人口減少、先ほど大臣も御指摘されましたけれども、そういった中で、まさに地域をどう活性化させていくかといった大きな課題の中で、この小規模事業者の役割というものは大変重要なものであると思っております。

そういった中で、今般、小規模企業振興基本法が成立し、さらにそれに基づく基本計画を、これからその大きな前進の糧としていく、そういった議論を審議会の先生方にこれから大変お世話になると思いますが、お願ひ申し上げたいと思いますし、私どももそれをしっかりと受けとめながら取り組んでまいりたいと決意しておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○蓮井企画課長 ありがとうございます。

続きまして、山際副大臣より御挨拶をお願いいたします。

○山際副大臣 皆さん、こんにちは。同じく副大臣を拝命いたしました山際大志郎と申します。

私は、第2次安倍内閣ができましたときに内閣府の大臣政務官といたしまして、甘利大臣のもとで成長戦略の策定に携わってまいりました。1年たちまして、その成長戦略を裏打ちするための制度をつくる、そのために今度は自由民主党に戻りまして、自由民主党で経済産業部会長として、まさにこの小規模企業振興基本法の策定にかかわってまいりました。この名前に込められている思いのとおり、皆様方に御議論いただいた結果が盛り込まれておりますけれども、小規模事業者が大変重要であるという認識は、我々みんな持っているにもかかわらず、残念ながら、これまでちゃんと光が当たってこなかったのではないかと。そこに振興という言葉を使って、その思いを盛り込ませていただいた次第でございます。

今度、この制度を使って、実際に魂を入れて、それを実施していくために、皆さんと活発に議論を続けたいと思いますので、御指導のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○蓮井企画課長 ありがとうございます。

続きまして、関大臣政務官より御挨拶をお願いいたします。

○関大臣政務官 同じく、このたび政務官を拝命しました関芳弘でございます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

議員になります前は、17年ほど都市銀行の方で融資や、いろいろなことをやっておりますが、先般、政務官を拝命するまでは、党の方で中小企業・小規模事業者調査会の事務局長ということで、ずっと経済担当をさせていただいておりました。今回も小規模企業の振興基本法ができて、ますます中小企業・小規模事業者の方々に対する体制をとっていかうということで、全力で努めてまいりたいと思います。

この事業の持続的な発展や、また環境整備をしっかりとやりまして、先般も1万3,000社の企業に補助金という形で政府からの支援もさせていただきましたけれども、今度パッケージ化をしっかりと進めていきまして、ますます地域の企業の方々のお役に立てるように頑張りたいと思いますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○蓮井企画課長 ありがとうございます。

続きまして、岩井大臣政務官より御挨拶をお願いいたします。

○岩井大臣政務官 このたび経済大臣政務官を任命されました岩井茂樹でございます。私も新人でございますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

山際副大臣、そして閣政務官と同じように、実は私もさきの通常国会におきまして、私の場合は参議院ですが、参議院の中の経済産業委員会というところの理事として、この小規模企業振興基本法についてかかわってまいりました。この基本法の大切さ、重要さというのは、大臣を初め、皆様方が幾度も同じことを言われておりましたので、私も全く同感ですが、私は同時に、小規模基本法とあわせて改正されました支援法のほうにも実は注目しております。さきの国会で、私、委員として質問しまして、これからの小規模企業をしっかりと振興していく政策について、大事なところは何かという質問だったのですけれども、私は支援をする人材というところが大変必要になってくるのではないかと考えております。

実は、地元の静岡県富士市で、同じ小規模企業基本政策小委員会の委員をやっていたらっしゃる小出さんに懇意にさせていただいているのですけれども、小出さんも支援する人材の重要性ということをよく述べられておりました。その辺をしっかりと踏まえていければと考えております。

商工会、商工会議所の皆様方におかれましては、本日議題になっております小規模支援法改正につきまして、新たな基本指針に基づきまして、これらのポイントを念頭に置きながら忌憚のない御意見を伺うことができればと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○蓮井企画課長 ありがとうございます。

なお、小淵大臣は、公務のため、こちらで退席いたします。

(小淵大臣退席)

○蓮井企画課長 では、ここでカメラのほうは御退室をお願いします。

(カメラ退室)

○蓮井企画課長 なお、岩井大臣政務官におかれましても、公務のため、後ほど4時過ぎになるかと思えますけれども、御退席の予定でございます。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただければと存じます。資料1から8-2まで、非常に大部にわたるもので、たくさんございます。ございますでしょうか。もし、資料に漏れ等ございましたら、こちらのほうに御連絡いただければと存じます。非常に多くて恐縮でございますけれども、よろしゅうございませうか。もし途中でないようであれば、おっしゃっていただければと存じます。

それでは、これより先の進行は三村会長にお願いしたく存じます。会長、よろしく願いいたします。

○三村会長 わかりました。

それでは、早速、本日の議事に入ります。本日は、「小規模企業振興基本計画の取りまとめについて」、そして「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針の改正案について」の2点を御審議いただきます。また、御審議の後に「来年度概算要求の概要と今後の中小企業・小規模事業者政策の方向性について」、それから「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会の中間報告について」及び「NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会の中間報告案について」に関する報告事項がございます。

それでは、「小規模企業振興基本計画の取りまとめ」について、そして「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針の改正案について」、審議いたします。

まず、これらを小規模企業基本政策小委員会で取りまとめるに当たりまして御尽力いただきました石澤委員長に対して、深く感謝申し上げたいと存じます。両案につき、石澤委員長からまず一言御発言いただいた上で、事務局より説明をお願いしたいと思います。どうぞお願いいたします。

○石澤委員長 小規模企業基本政策小委員会の委員長を務めております全国商工会の石澤でございます。この小委員会は、昨年、7回にわたって、今の日本の全企業の9割近くを占めていると言われる小規模企業の振興はどうあるべきかということについて論議をまいりました。この小委員会には17名の委員がおいでになります。本日の審議会の中にも何人も御出席いただいておりますが、大変御熱心でございまして、ほとんどが皆出席でございました。しかも、出席された委員は毎回必ず御発言、御意見をいただきました。その御意見をまとめた報告書によりまして、ことし6月の国会において小規模企業振興基本法が制定されることになりました。厚く御礼申し上げたいと思います。

今回、御審議いただきます基本計画は、この法律を踏まえまして制定するものであります。これまで小委員会といたしましても、7月と9月、2回にわたって、さらに論議を深めまして、審議を尽くした上で取りまとめをしたものでございます。この基本法は、

いわば小規模企業の振興施策の方針を決める羅針盤のようなものでございまして、どうか十分御審議を賜りますようお願いいたしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○三村会長 ありがとうございます。

続きまして、事務局より説明をよろしく申し上げます。

○桜町振興課長 小規模企業振興課長の桜町です。私のほうから御説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料をごらんいただければと思いますけれども、本日御審議いただきます基本計画と基本指針のもとになっております小規模企業振興基本法、それから小規模事業者支援法の改正、この中身からまず御確認をさせていただきながらと思っております。

まず、資料3-1をごらんいただければと思います。こちらが小規模企業振興基本法の概要でございます。ポイントは3つございます。オレンジのラインが3本引かれているところがポイントでございます。

1つは、これまでの中小企業政策の基本的な理念でございました中小企業に「成長発展」していただくというものがございました。これに加えまして、今回の振興基本法におきましては、「事業の持続的発展」というものを積極的に評価することを基本原則として位置づけたというのが一つの大きなポイントでございます。「成長発展」というのは、売り上げあるいは利益、企業規模の拡大の概念と御理解いただければと思いますけれども、そういった拡大の概念がなくても、事業を持続的に継続していただいて、雇用を維持し、あるいはその地域に対して必要な商品、サービスを供給していただくことを積極的に評価しようということでございます。

2番目に、政策の継続性・一貫性を担保する。このための基本計画、まさにこれから御審議いただく5年間の計画を策定し、PDCAサイクルも整えていくというのが2番目の柱でございます。

それから、3番目のポイントが基本的な施策の柱を定めさせていただいたという点でございます。柱は4本ございます。

下のところでございますけれども、1つは顧客との関係でございまして、信頼関係を活かして多様な需要を掘り起こしていくということでございます。人口が減ったり、グローバル化の波の中で競争が非常に激化する中で、小規模事業者の方が需要をしっかり掘り起こしていただくことが非常に重要なわけでございます。

2つ目が、事業者御自身のあり方でございます。小規模企業は、従業員20人あるいは5人以下という規模の小さいビジネスモデルでございますので、経営者あるいは従業員お一人お一人が力を最大限発揮していただくことが極めて重要でございますので、そういった意味で多様な個の能力を活かし切っていただくことが重要でございます。

3番目が、地域との関係、地域を活性化するというところでございます。小規模企業が個社で頑張るといえるのは大変大事なことでございますけれども、それに加えて地域全体が活

性化しないと、ビジネスチャンスもなかなか生まれにくいということでございまして、地域を活性化していく。

そして、この3本の柱全体を総力を挙げて関係者が支援体制を構築していくという、以上4本の基本的な施策の柱を定めさせていただいたというのが小規模企業振興基本法の概要でございます。

続きまして、資料3-2をごらんいただければと思います。今、申し上げた4つの柱の最後の支援体制の構築に深くかかわるところでございますけれども、小規模事業者支援法、これは平成5年から既にある法律でございまして、小規模事業者の支援の担い手として、中核的な支援機関として商工会と商工会議所を定めている法律でございまして。

それを今回改正いたしまして、総力を挙げた支援体制を構築するために、まず1つは、商工会・商工会議所が小規模事業者に寄り添って、伴走型の支援をしていただくというのが一つのポイントでございます。

2つ目のポイントは、真ん中あたりに矢印がございますけれども、これまで商工会及び商工会議所の指導の中心は、記帳指導あるいは税務指導、いわば小規模事業者の売り上げが立つことを前提にし、その立った売り上げをどう処理するかといったあたりが中心的なところございましたけれども、そもそも売り上げが立たないということでお悩みの小規模事業者が物すごく多くなっている中で、この右下のほうでございましてけれども、小規模事業者御自身の経営の強み、弱みをもう一度発見していただく、あるいは潜在的な顧客を探していく。そして、その両者をつなげていくための事業計画もつくりながら、それをしっかり実施していく。こんな支援を商工会・商工会議所にやっていただくことが非常に重要になってきているわけでございます。

今回の支援法の改正において、こういう取り組みをしていただく商工会・商工会議所が経営発達支援計画というものをつくっていただいて、それを経済産業大臣が認定する仕組みを導入させていただいたということでございます。

それから、この両法案が成立した後の動きが資料3-3の縦の紙でございまして。6月20日の国会におきまして基本法が制定され、それから支援法の改正が成立したということでございまして、27日には両法が公布されまして、基本法につきましては即日施行されてございます。支援法につきましては、下のほうにございましてけれども、今月26日の施行を予定している状況でございます。

そして、それを踏まえまして、まさにきょう御審議いただく基本計画と基本指針につきまして、7月から石澤委員長のもとで小規模企業基本政策小委員会を開催し、御審議いただいております。基本計画につきましては、7月と9月、2回にわたって御審議いただきまして、取りまとめをいただいたという状況でございます。そして、その間にパブリックコメントにもかけて、あるいは地域9ブロックにおいて、小規模事業者の方、支援機関、都道府県、市町村、さまざまな方から御意見をいただいて、それを9月の審議会の御議論に反映し、御審議いただいたという状況でございます。

それから、基本指針につきましては、9月の審議会でこれもお諮りさせていただいて御審議いただいて、取りまとめをいただいたという状況でございます。本日御審議いただいて御承認いただければ、その結果を経産大臣に答申という形にさせていただければと思っております。

そして、基本計画につきましては、9月下旬以降、閣議決定をし、国会に御報告させていただく。基本指針につきましては、支援法の施行とあわせて公表させていただきたいと考えているわけでございます。

中身の説明に入らせていただきたいと思います。資料4-1をごらんいただければと思います。

まず、基本計画についてでございます。先ほど基本法の基本的施策、4つの柱を申し上げました。資料4-1の真ん中から少し上のところに4つの目標と書いてあると思えますけれども、この4つの柱を4つの目標ということで、基本計画は5年間の計画でございますので、基本的施策を5年間にわたって推進することによって、この4つの目標を達成していこうということでございます。柱の中身は、基本法の4つの柱に沿っているものでございますけれども、需要を見据えた経営の促進。新陳代謝の促進。地域経済に資する事業活動の推進。地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備でございます。

そして、この4つの目標を達成するために、それぞれの目標ごとに、もう少し具体的に施策として展開させていただいてございます。あわせて10の重点施策ということで、下に掲げさせていただいているとおりでございます。

例えば、ビジネスプランに基づく経営の促進をやっていただく。小規模事業者の方にとって、非常に変化の激しい環境の中で売り上げを立てて、新しい道を切り開いていくためには、小規模事業者の経営者御自身の頭のあるだけではなくて、それをしっかり形にして関係者とも共有して必要な支援を得ていくことが大変重要でございますので、ビジネスプランづくりをやっていこうといったことが書かれているわけでございます。

それから、小委員会の中で結構御議論いただきましたのは、下のほうの(9)支援体制の整備というものがございます。小規模事業者がビジネスを続けていく上で、支援機関に対する極めて強い期待が小委員会の中で寄せられました。こういった支援体制の整備も、5年間、しっかり施策を打ってやっていきたいということでございます。

もう一つは、施策の情報がなかなか届いていない。(10)のところでございます。あるいは、補助金などの制度を使うときの手続がまだまだ簡便になっていないという御指摘も小委員会で随分たくさんいただきました。この辺もしっかりやっっていかなければいけない、一つの大きな施策だと考えてございます。

基本計画の本体は、資料4-2にございます。この本体の中身に触れるお時間はございませんで、大変恐縮でございますが、全体で15ページでございます。これは、世の中にある基本計画の中で、恐らく最も薄い基本計画になっていると思っております。通常は三、四十ページから、多いものは100ページ以上あるものがあるわけでございますけれども、今

回の基本計画は、小規模企業の経営をやっておられる方あるいは従業員の方御自身が、ちょっと読んでみようかなと思ったときに、さっと読めるようなボリューム感。あるいは、その言葉遣いもなるべく読みやすいような形で工夫させていただいたつもりでございます。もしお時間があれば、あわせてお目通しいただければありがたいと思っております。

それから、基本計画に関連しまして、資料4-3でございますけれども、これは非常に重要なポイントが、基本計画にかかる実施達成状況、評価の仕組みを新たに構築しているということでございます。これがなぜ重要かと申し上げますと、基本計画をつくって、これがややもすると単なる作文で終わりがねないという心配があるからでございます、この基本計画を作文で終わらせない。生きた基本計画にするために、このPDCAサイクルをつくっていくことが非常に重要でございます。

この紙の左のほうから右に青いラインが3本ほど横に引かれていると思います。左から右にかけて時系列で時が流れてございますけれども、制度をつくって、それを執行していく流れになってございます。その制度を執行し終わった段階で、黄色いところでございますが、しっかり評価・検証していきたいと考えてございます。この評価・検証するとき、これまで行った施策が5年間の基本計画に照らして、果たして効果的だったのかどうか、効率的だったのかどうか、どういう施策がどのように効果的だったのか、どういう部分がまだ足りないのか。

こういったことを我々事務局としても、しっかり評価・検証してまいりたいと考えてございますけれども、あわせて審議会の開催と書いてございますが、基本政策小委員会をできればもう一度開催させていただきまして、そこでも現場の生の声も含めてしっかり御議論いただいて、御評価いただければありがたいと思っております。

そして、大事なのは、その評価の結果をこの紫の矢印がございましてけれども、次の概算要求につなげて反映させていくということでございます。あるいは、もう既に予算の執行が始まっている部分についても、運用で直せる部分があったりするわけでございますので、そこもしっかり反映させていくということでございます。こういったPDCAをやることによって、5年間の基本計画に沿った施策が毎年度、しっかり展開されていくということが、まさに確保されるわけでございますので、この基本計画にとって、PDCAサイクルというのが非常に重要な位置づけになってございます。

以上が基本計画案の中身の御説明でございます。

あわせて、資料4-4をごらんいただければと思います。基本計画はあくまでも5年間の施策の展開の考え方でございます。では、単年度の施策は一体どうなのかということも、多くの方の御関心のところだと思います。それがこの資料4-4でございます。来年度、27年度の予算概算要求ができた段階でございますけれども、小規模事業者対策関係で申し上げますと、全体で26年度予算が76億円だったところが、概算要求段階で175億円ということで、前年度比2.3倍となっております。

そして、先ほど基本計画、4つの目標を申し上げましたけれども、この4つの目標を達

成していくための大事な柱になる予算が、26年度19億円だったものが、27年度68億円ということで、3.6倍になっているということでございます。この額もさることながら、中身も当然重要なわけございまして、小規模事業者の方が需要を見据えた事業計画をつくっていただく。そして、それを作成するのを商工会・商工会議所が伴走的に支援していただく。そういうための活動費の補助を盛り込んでございます。

それから、25年度の補正予算で持続化補助金という形で、既に盛り込ませていただいたものを当初予算にも入れてございます。これは、上限50万円以下という非常に規模の小さいものでございますけれども、チラシをつくったり、ポスティングしたり、販路開拓を小規模事業者にやっていただくための、使い勝手のいい補助金になってございます。これも当初予算に組み入れながら、引き続きしっかり続けてまいりたいと考えてございます。

それから、4本柱のうちの3本目として、これも大変重要なわけございまして、地域の活性化をする、あるいはそのための消費の刺激をするという観点で、ふるさと名物応援券、いわゆるプレミアム商品券などと言われるものでございますけれども、こういった発行に対する支援も、この予算の中に盛り込ませていただいているところでございます。

それから、関連する予算として、下のほうに幾つも用意させていただいてございまして、支援側の人材育成も重要な課題でございます。そういったことについてももしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

以上が小規模関係の予算でございます。

続きまして、基本指針についても御説明申し上げたいと思います。資料5-1を1ページおめくりいただけるとありがたいと思います。この基本指針は、現行小規模企業支援法に基づきまして、平成5年から既に存在しているものでございまして、これを今回改正させていただきたいと考えてございます。この基本指針は何かといいますと、商工会と商工会議所が小規模事業者の方を支援していただくに際して、支援のあり方、振興のあり方を経済産業大臣のほうからいわばガイドラインとしてお示しさせていただいているものでございます。

今回、この紙の真ん中にごございますように、振興基本法、先ほど御説明申し上げました基本方針を4つの柱を立てさせていただいて、それを踏まえて右のほうでございまして、基本計画の4つの目標というものを立てていこうということでございまして、これについて、小規模企業支援法の改正をいたしまして、まさにこの4つの基本方針や4つの基本目標にありますような支援体制を整備していくという中で、商工会と商工会議所が総力を挙げて小規模事業者の応援をしていっていただくというための改正をしたのは、先ほど御説明したとおりでございます。

あそこで申し上げた、まさに売り上げを立てていくための支援、伴走型の支援といったものが、この下の黄色いところにごございます経営発達支援事業というものでございまして、今回、支援法を改正することによって、商工会と商工会議所の支援をこういった分野にだんだんシフトしていくことになるわけございまして、基本指針につきましても、これに

伴いまして、次のページに細かいことが書いてございますけれども、改正させていただいて盛り込んでいくということでございます。

ポイントだけ触れさせていただきたいと思います。2ページ、この基本指針の中でも、基本法の基本原則であります事業の持続的発展というものをしっかり位置づけさせていただいてございます。

それから、経営発達支援事業をしっかりやっていただくということを書いて、これが3年から5年の事業期間でございます。留意すべき点として、一番下にあるのが大事なところでございますけれども、目標を定めていただく中で、商工会と商工会議所についても、その地区内で小規模事業者の支援・振興のあり方というものをもう一度考えていただいて、しっかり書いていただきたいと思いますと思っております。

それから、PDCAを回す仕組みというものも設けていただくということでございますし、また情報収集もしっかりやっていただく。あるいは広域でさまざまな支援機関なり行政機関と連携して、需要動向や支援ノウハウの情報交換・共有に努める。

それから、人材育成などの体制整備もしっかりしていただく。

伴走型の支援をしていただく。地域経済の活性化についても、しっかり取り組んでいただく。

それから、地方公共団体との連携も大事でございますので、地方公共団体の振興施策の方向性ともうまくすり合わせをしていただく。

それから、従業員5人以下の、今回基本法で定めました小企業者への配慮もしていただく。こういったこと全体を通じて、小規模事業者の課題を効果的・迅速に解決して、地区内の小規模事業者の振興を図るといったことをやっていただきたいと思いますということが基本指針に定められているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

それでは、相当詳しい説明だったわけですが、この辺で各委員から自由に御意見をいただければと思います。いつもやっているのだと思いますけれども、発言希望される方は立てていただければ、議長としては順番もわかりますから、その順番で指名させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。御意見おありの方は、どうぞ御発言いただきたいと思います。村上委員、どうぞよろしく申し上げます。

○村上委員 私みたいに東京に住んでいる者は、地方のことについては一般的な話になるわけですが、1つが質問と、もう一つが要望になります。

質問は、今、説明していただいた中で、資料4-3の評価・検証というのは確かに昔から大事な話だということで聞いています。とは言いながら、かなり難しい話なので、もう少し具体的に、どういうふうにして、どういうことを考えているかという、今、考えていることを教えていただければありがたい。

その後は、単純に要望になります。それで、基本計画の4の1の話で、支援機関全体の

レベルアップということでは言われた。時代に応じて、法律問題などでも結構変わっていく。最近ならば、人材派遣法というものに対して中小企業はどういうふうに使ったりするかという形があるので、支援するほうも最先端の言葉でアドバイスできる。そういう意味で、ここに書いてあるレベルアップというのは絶えず努力してもらいたいということ。

それから、たまたま地方に行くと、地方で頑張っている人は随分いるわけですが、そこに的確にうまく支援が届くように、連携とか、そういう体制だけは、これもいつも言われていることですが、これだけはこれからもぜひ入念にやっていただきたい。その2点が要望事項です。

○三村会長 ありがとうございます。1つの質問、1つの要望がありましたけれども、一番最後に全体として、お願いしたいと思います。

次に、堤委員、どうぞよろしくお願いします。

○堤委員 ありがとうございます。

主に1点ですが、重点施策のところ今回盛り込んでいただいています人材の確保・育成ですが、小規模事業者基本法等にかかわらせていただいたときから、景気の状態が非常にありがたいことよくなってきているのですけれども、これに伴いまして、大きな企業様も含めまして、全ての企業でまともに働ける人が足りないという状況になってきて、小さな企業では人材の確保というのが今、すごく難しい状況になっているのではないかと自社をかえりみて思っております。この人材の確保・育成に関しましては、書きぶりの中でことのほか配慮いただかないと、事業承継だけではなく、中小企業の中で一緒に事業をつくっていく人がいなくなってしまうということを感じております。

私の会社、多摩センターなので、23区だったら働きに行くけれども、ちょっと多摩は遠いという声があるとすれば、地方であればなおのことであろうと思うところもございまして、申し上げさせていただいております。

そこで、この施策を反映してということで、資料4-4の中に4つ、予算としてリンクさせていただいています支援体制の中で、支援人材の育成事業等々があるのですけれども、その研修の部分ですが、例えば4番は商工会議所さんや、その周辺の方々の人材育成のことを指しているのかなと思うのですが、ぜひ中小企業・小規模事業者で働けるような人材の育成をする、もしくは小規模事業者の中の人材のさらなる成長のための育成に、そういった育成の費用のようなものも同時に使えたり、例えば研修の方法が、ICTなどを活用して、事業所からその方が決められた日に研修の場所に行かなくても、オンラインなどでどの地域でも受けられるようになるといういいな。

つまり、会社の人数が少ないと、優秀な人材をもっと優秀にしたいと思って出していると、その人材がいなくなると事業所が回らなくなってくるので、ぜひ基本法等で文章を書いていらっしゃる時に、いわゆる研修というと対面型の研修的なイメージがしてしまうと思いますので、せつかくインターネット、ICTというものが活躍する世の中になってきましたので、そういったあたりもぜひ文章の中に書き添えていただけますと幸いです。

ます。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。今のお話は、小規模企業全体の共通の話だと思いますね。どう対処するか。

次に移りますけれども、森委員、どうぞよろしくお願いします。

○森委員 まずもって、今回、経済産業省中小企業庁を初めとして、関係する皆様方に小規模企業振興基本法を制定されたことに御礼申し上げたいと思います。また、この法律の制定に先行して、大型補正予算あるいは小規模企業政策を充実していただいたことは、まさに我々中小・小規模企業にとっては政策の大転換が行われたという思いであります。

その中で、特に持続化補助金につきましては、いろいろな業種で多くの小規模企業が使わせていただいております。私は鹿児島であります。この事業によって小規模企業の経営者、そしてまたそれを取り巻く事業者、双方が仕事がふえたということで、非常に経営意欲を盛り立てられたということでもあります。

また、鹿児島市内で実施しておりますアンテナショップにつきましては、連日、県内外から1日600から700名ほど御来場があります。大変にぎわっております。この事業も小規模企業が販路開拓にチャレンジする機会を力強く後押ししていただいたものであると実感できた政策であります。観光客がお見えになって、通常のおみやげ品店にないものが今回のアンテナショップにある。あるいは、出品者がまさに小規模事業者であります。非常に売れ行きがいい。そうしますと、もっと売れる方法はないかということで事業者が工夫しております。

そういったことで、これからローカルアベノミクスに大きな期待が集まっておりますが、地域経済を活性化するためには、今回のような政策の整備・拡充が今、最も必要とされていると考えております。どうぞよろしくお願いします。

○三村会長 ありがとうございます。

次に、河原委員、よろしくお願いします。

○河原委員 私は、基本計画書を昨日お送りいただいたので、早速、読ませていただきました。先ほど御説明がございましたように、確かに、大変読みやすく、かつ、わかりやすく、4つの目標に向けての10の重点施策が、さっさと読めてしまいます。こちらに書いてございましたように、さまざまな方がこれを見て、同じ認識のもとに施策に御協力できるのではないかと考えております。

私の意見を申し上げる前に、日本公認会計士協会の動きをこの場をお借りしてお話させていただきます。

先ほど大臣が小規模企業にとって元年だとおっしゃいましたのと同じく、会計士協会にとりましても、中小企業の支援は、ことしは元年になります。7月の会計士協会の総会におきまして、中小企業施策調査会の発足が決定いたしました。今後、会計士協会も全国規模で中小企業の支援を御協力したいと考えております。まだ歩き始めたばかりですが、具

体的な案を申します。標準的なツールを会員向けにつくりまして、そちらを全国規模で会員向けに研修会をすると聞いております。近々経営者保証ガイドラインに関する手続を公表する予定でございます。

また、今日の本題にかかわります認定支援機関につきましても、公認会計士といたしましては補助金の申請は適正でなければならないと考えております。申請は小規模企業にとっては簡単であることはもちろんですが、それと同時に適正な申請ということが必要と考えております。

東京会では金融機関に認定支援機関を御紹介する制度を設けております。まだ、これは東京近辺の幾つかの金融機関としか実績がございません。

先日、銀行の御担当者のお話を伺いましたら、着飾った申請書類じゃなくて、信頼できる書類でとても助かったと好評を受けております。この制度は全国的に展開していったらと思っておりますので、今後は銀行協会様ともお話し合いを進めていけたらと思っております。

そう思うと、お手元の資料ですが、この資料4-2の12ページの1行目に「支援は重要であり、金融機関等は、他の支援機関と連携しながら」と書いてございますが、私はできましたら、ここは「金融機関等は、日本公認会計士協会やその他の支援機関と連携しながら」と書いていただけましたら、補助金の適正な申請を小規模計画においても考えているのだという認識が明確になるのではないかと思います。こちらへの変更を希望いたします。私は、仕事で省庁からの補助金の監査もやっております。会計検査院とは別の任意監査でございます。補助金申請は入り口できちんとしなければ、なかなか難しい問題がございます。大変貴重なお金を使うものですので、今後、会計士は、補助金申請のお手伝いできる役割はあると思っておりますので、これからも御協力したいと思っております。

是非、この一文の追加をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

次に、川田委員、よろしく申し上げます。

○川田委員 ただいまいろいろ御説明をいただきまして、概算要求も昨年の2.3倍ということでございますし、小規模企業振興基本計画の概要もかなり具体的でございますし、あとはこれをいかに実効あるものにしていくかということが大事じゃないかと思っております。この実行の段階で2つ、御提案がございます。

1つは、これまで我々、中小企業支援につきまして、商工会あるいは商工会議所は県としっかりと連携を密にしながら進めてまいりました。特に、地域特性に応じた施策展開と申しますか、行政の協力が非常に欠かせないものがございまして、最近の施策で県を通さなくて民間企業支援団体に委託するものが非常に多くなってきております。我々、県の役割ということにつきましては非常に重要だと思っておりますので、この辺、特に我々が従来どおり都道府県との連携を密に活動できるようなことをひとつ具体的に検討したいと思っております。

もう一つは、この基本計画の実行段階におきまして、特に伴走型支援ということが書い

てございますけれども、経営指導員の質もさることながら、量も非常に重要になってくると思っております。従来も、どちらかといいますと指導員が人員不足ということもございますので、この辺、これからどういうふうに対応していくか、これも1つ大きな課題であると思っております。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

では、三神委員、よろしく申し上げます。

○三神委員 ありがとうございます。

PDCAについてですが、結果の検証方法として数値が達成できたかを審議会などで報告するというアプローチも1つあるのですが、適宜、全国で現れ始めている事例を吸い上げてまとめていただくのが重要と考えております。今回の政策対象となる、小規模企業者は、国の政策に対し、情報を収集する習慣を最も持ち合わせていない層で、かつ数が多い。具体的な事例に落とし込んで届けないと実効性が伴わないことが考えられるためです。

これは広報の話とも絡んでくるのですが、初期は商工会などを通してというアプローチももちろんあるのですが、職人さんレベルといった領域になると、職能団体からきちんと政策を伝えてもらうルートを確保する必要があります。最初は政策の説明でいいのですが、そのうち事例が出始めてきた場合に、お隣の地域の事例だから、ちょっと真似してもいいかな、といったレベルの現実感のあるところへ落とし込む。

こうなったときに、現状で非常に問題なのは――本日も午前中、関係機関の広報の方が御相談に見えていたのですが――東京でも広報担当者が5人程度。それぞれの原課のレベルになると他業務との兼務体制で都道府県レベルは全くカバーできていないのです。地元のメディアに成功事例を取り上げてもらうにも人数的に対応が難しい。

あるいは、ばらばらにやるのではなく、例えば小規模企業だけではなく「地域経済活性化」という上位テーマでメディア・県・大学・地銀を巻き込んだプラットフォームがあれば、人数が少なくてもある程度周知活動は回っていくでしょう。政策を5年間かけてやっていくということは、段階的にそれぞれのフェーズに応じて広報機能を強化していかなければ、誰にも情報が届かないまま一部だけで使われる危険性があると懸念しております。

また、地域の問題解決に役立つ、例えば子育てや介護等のビジネスに対する支援政策が出ているのですが、特に小規模企業に関しては、例えば「まちづくり会社」はそれ単体で小規模企業の支援対象である「介護・保育」分野として認識はされないけれども、コンパクトシティや商店街活性化全体のプロデュース機能を持つ場合があります。介護や保育はこの全体像と整合する必要がある、小規模企業だけで支援するよりは、商店街活性化・まちづくりと協調したプロジェクトとして、適宜地方ごとに評価し支援していく政策横断的な体制も必要です。

関連する組織は無数に存在しているようなのですが、広報機能にしてもまちづくりにしても機能に少しずつ穴があいている。支援対象は「誰に」というだけでなく、実際に「何

をするのか」プロジェクト単位で見る発想が必要ですし、適宜、全国レベルで事例を共有するアクションも必要と感じております。具体的なお話になってしまいましたけれども、取り急ぎ以上になります。

○三村会長 ありがとうございます。

そうしたら、小野委員で最後にしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○小野委員 建設業の立場から少し質問、お話をさせていただきたいと思います。どこに書いてあるかわからないものですから、教えていただければと思います。

私ども、中小企業庁の官公需法のもとに毎年目標額を上げ、目標値を上げて、それが少しずつ結果にあらわれているということに対して、大変感謝しております。一方、財務省のほうから国交省に対して、景気浮揚のために補正予算をせっかく組んでも、工事をやり切れないではないか。技術技能労働者がいなくて入札不調が続いているのではないかという指摘があると聞いております。

それに対して、大きな反論があります。私どもの建設投資額というのは、ピーク時から4割も減っておりまして、そうした中で元請けがダンピングに走り、その下請は値切られてしまって社会保険にも入れない。働く者に社会保険もかけてやれないといった状況でありました。そうした実情に対して、公共工事労務者調査の改善というものをしてもらいまして、2年間で24%も上げてもらいましたけれども、それでもピーク時から2割も安くて、15年間も下がり続けた労務者の年収というのは、建設業に関しては400万円にも届かないという実情であります。こうした状況に嫌気が差して、若手の入職者はどんどん減っております。

また、地方での工事については、公共工事だけでなく、養護老人ホーム等の民間工事までが補助金の関係で3月末の工期が物すごく多いのです。年末から年度末にかけて、当然ながら専門業者・職人の奪い合いになって、業者側からもそういうことを見通しますと、工期の設定いかんでは入札不調も出てまいります。同じようなときになりますので。しかし、それは一時的なものです。3月末になるとほとんど全ての工事が終わってしまって、穏やかな陽気の4月、5月、6月は遊んでいるというのが現状です。大手業者さんは民間工事の比率が高くて、3月に工期が重なるという度合いはそう多くないわけですが、中小建設業者は公共事業に頼る体質ですから、会計年度の縛りがあって3月には全ての工事が終わってしまうことになります。

したがって、結論になりますけれども、私ども中小建設業者としましては、中小企業庁が中小企業者に対する国等の契約の方針、官公需法によって方針を決められ、通達される際には、中小企業者の受注機会の増大、これはもちろんありがたいことですが、早期発注とかゼロ国債等の活用をして、ぜひ発注の平準化を促進していただきたいということをつけ加えていただけると、大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○三村会長 ありがとうございます。

高田委員、どうぞ。

○高田委員 中小機構の高田でございます。このたびの基本計画につきましては、小委員会の委員長である石澤会長、並びに小委員会のメンバーの方々、それから事務局の中企庁の皆様方が本当に頑張っていたいただいていると思っております、感謝申し上げたいし、敬意を表したいと思っております。

2つ申し上げたいのですけれども、まず先ほど堤委員からありました話で、これは中企庁さんから回答があるかもしれませんが、私どもの事業にかかわる話を少し申し上げたいと思います。ICTを利用した研修につきましては、私どもの中小企業大学校でいろいろ研修事業をやっておりまして、その中で従来もやってはいたのですが、これでは期待に添えないであろうということで、例えば食事した後、1杯飲みながら見て、それでわかるという内容にすべき、わかりやすく簡単に、ということで開発している最中ですので、何とか期待に添えるようにやっていきたいというのが1つであります。

それから、これは小委員会で何度も話に出たのですけれども、小規模企業の方々に知っていただくということがいかに難しいかということでもあります。実は、昨日、名古屋で小規模企業の方々にお集まりいただいて、懇談会をやりました。そこにおきましても、お集まりの方々は、従来のいろいろな施策について、ほとんどが御存じないのです。新たにこういうことをやるのですという話を説明して、そこに出られた方々については、それを利用するにはどうすればいいかということがある程度おわかりになったかもしれませんが、それはほんの10名程度の話ですから、これをどうやって多くの方々に知っていただくのかについては、これから真剣に取り組んでいかなければなりません。いろいろな新しい方法です。

これは、従来型のやり方では多分だめなのです。結局、従来のやり方をどうやって広げていくのか、レベルをもっと上げていかなければいけないし、やり方そのものを変えていくことも考えなければいけないということだと思います。

特に我々が期待したいのは、会員組織であります商工会、商工会議所あるいは中央会のみなさまは、会員の方々に周知徹底していくことができるはずなので、そこをぜひともしっかりとやっていただきたいということです。それから非会員の方々にどうやって知ってもらうのか、いい手はまだ必ずしも見つかっていません。ただ、我々も今、三神さんが先ほどおっしゃったことにかかわりますけれども、いろいろ取り組んでいきたいと思っています。

いずれにしても、どうやったらいいかというクリアな回答は、お金がかかったりするものですからなかなか難しいですが、そこがまずスタートだろうと思います。

○三村会長 ありがとうございます。

三神さん、もう一回ですか。どうぞ。

○三神委員 1点御質問になります。資料の上で目標にする改廃業率が10%台となっておりますが、根拠が米国・英国という、日本と金融システムが大分違うアングロサクソン型の数字をベースにしておられます。例えば四国と同じ面積ながらニューヨークの証券取引

所に上場している数がアメリカに次いで多いイスラエルの創業体制や、金融システムが非常に類似しているドイツのシステムを調べた上で、あえてアングロサクソンモデルの数値を目標として出しているのか、英米に倣う根拠がちょっと気になったものですから。

と申しますのも、英米の場合は、開廃業率とともに上場廃止率も高いのです。日本は、それに比べて上場廃止になるとニュースになってしまうほどの低さで株式市場の質が安定している。単に数値目標として挙げるにしても、背景としてどういうシステムがあるのかを前提に認識した上で今後の方向性を考え、導かれたのかどうか。今、お答えが難しければ、また別途でもいいのですが、この点に疑問を感じましたので加えさせていただきます。

○三村会長 ありがとうございます。

今度を最後にいたしますが、足立委員のほうからよろしく申し上げます。

○足立委員 私が今、念頭に置いておりますのは、通産省時代の先輩の平松守彦知事が大分県で1979年から2003年まで6期24年にわたって実施された一村一品運動というのは、今、実は東南アジアではどこでも地域おこしの手法になっていますが、その中から3点、私が今、関係がありそうだと思うことを申し述べたいと思います。

1つは、PDCAサイクルのCの検証は、チェックの検証ですが、もう一つは、その中で優秀な実績を残したものを褒める、表彰するという意味での検証があってもいいと。それは、モチベーションを改めて活性化するという非常に大きな意味があるし、また周りの人がそれを視察に来る、見学に来るといったことが地域の人々のモチベーションを非常に高めているという事実があると思います。

それから、リーダーの情報交換の場というのは、最初、何らかの形できっかけをつくれれば、やる気のあるリーダーは誰が学ぶべきものを持っている、誰から学びたいということで、おのずから集まりが生じてくるだろうという、まずきっかけをつくるということですね。

第3に、当時、知事はセールスマンというのを自認しておられまして、小規模企業は営業とかマーケティングが非常に苦手でしょうから、公共事業体ないし自治体が、先ほどに話に出ていましたアンテナショップのような形で、ぜひ積極的に広報活動をしていただきたいと思います。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

議論をこの辺が打ち切らせていただきますが、まず石澤委員長から、これまでの経緯で何かコメントがあれば、よろしくお願いたします。

○石澤委員長 いろいろ御審議、ありがとうございます。

小委員会ですら特に強く御指摘があったのは、小規模企業振興基本法が制定された。しかし、制定が目的ではない。スタートラインだという御指摘でありました。基本法ができて、今まで光の当たらなかった小規模企業に国の政策の光が当たる。そのことによって、今まで苦しんできた小規模企業の皆さんが、間違いなく国の施策の流れが大きく変わったと実感

できるような新しい魅力ある政策が展開され、また地域の小規模事業者がこの施策を活用して、自分の事業や地域の活性化に生かす、つなげることができなければ基本法の制定の意味はないという御指摘でございました。その意味では、支援機関であります商工会あるいは商工会議所の責任が非常に重くなってくると思っております。

今まで立派な政策が打ち出されました。しかし、この政策を知っているものは知っておりますけれども、知らない者は知らない。知っている人は活用して生かしたけれども、知らない者はこれを生かすことを知らなかった。しかし、予算を消化しなきゃならぬということで、余り意欲のない人でも予算消化のために、これを押しつけてきた。これでは、本当の政策の意味がないということでもあります。

その意味で、今度、支援機関の責任が非常に重いことになります。先ほど高田理事長さんがおっしゃいましたように、なぜ基本法を変えなきゃならなかったか、どう変わるのか、どんな政策が出てくるのか、どういう補助があるのかということ徹底・周知させる支援機関の責任があるのではないかと。そのためには、支援機関の体制の強化あるいは人材育成、それから職員の資質向上、最も大事な責任であろうと思っております。我々は支援機関である以上は、全力を挙げて、このことに取り組みたいと思っておりますが、どうかその機関に対して、国におかれましても御理解と御支援をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○三村会長 ありがとうございます。日本商工会議所の会頭としても、今の言葉を重く受けとめ、しっかり対応したいと思っております。

それでは、事務局のほうから質問あるいは要望に対する回答、よろしくお願ひします。

○北川長官 長官の北川でございます。どうもありがとうございます。幾つか御指摘をいただきました。ちょっとこの場で答え切れないものがございますが、順番にお答えいたします。

まず、PDCAにつきまして具体的にどうするのか、あるいは褒めるようなやり方もあるのではないかと、あるいは具体的な全国に出ている事例を示して、その上で議論したらいいのではないかと御指摘でございます。私どもも、ただ単に数字でいいか悪いかだけではなくて、基本的に全国の事業者の方の声を幅広くお伺いして、その上で評価・検証していきたいと考えてございます。

このプロセスに至りますまで、小さな企業成長本部で全部で50カ所ぐらい、2週間に一遍ぐらい話を聞きながら、ここまで来ているわけでございますから、そういった方法を取りながら、また御指摘あったように、成功事例を示し、かつ褒めるということで、去年から頑張る中小企業300選というのを復活して始めてございます。こういったことも織り込みながらやっていきたいと考えております。

それから、人材につきまして人材不足経済になりつつあるという御指摘もあります。そうした中で、どういう研修、人材育成をしていくかということは非常に心してやっていきたいと思っております。ICTにつきましては、中小機構とも協力して、本当に届くやり方をとって

いきたいと思しますので、また御相談申し上げながらやりたいと思います。

支援体制につきまして、経営指導員の量も必要だ。勉強して頑張るだけでは足りないよという御指摘もあります。あるいは、支援人材の育成という件もございませぬ。これにつきましても、量を直ちにふやすのは難しゅうございませぬけれども、いろいろな認定支援機関制度なるものをつくりながら、少しでも仲間をふやして応援していこうということでやっておりますので、また御意見を賜りながらやっていきたいと思ひます。

それから、川田委員から、補助金などで県を通さないやり方がふえているのではないか。これは、県知事、知事会からも御指摘があるのですけれども、それはそれで、県と御相談しながら、我々としても地元市町村のお考えも大事にしながらやりたいということ最近目指してございませぬので、うまく折り合いをつけてやっていきたいと思ひます。

それから、小野委員から、建設業につきまして官公需のばらつきとか時期とかございませぬ。私ども、どこまでできるかわかりませぬが、この秋の国会でできれば官公需法を見直して、特に創業間もない中小企業・小規模事業者の方も官公需に参加しやすいような仕組みにしていきたいと思っておりますが、そういった考えの中でどこまでできるか、ちょっと検討させていただければと思ひます。

それから、支援の文章の中で公認会計士協会の一文を入れてほしいという御意見ございました。ほかにもいろいろな支援の組織がございませぬので、ちょっとバランスを見ながら考えさせてください。

最後、三神委員から改廃業率の考え方がございませぬ。これは、日本は昔は7とか8という時代もございませぬ。ただ、今のこの状況の中で、こういう高い目標についての考え方をもう一回整理して御説明申し上げたいと思ひます。きょうは、ちょっと準備がございませぬので、恐れ入ります。

以上でございませぬ。

○三村会長 ありがとうございます。初めてこの会に出るのでございませぬけれども、御指摘、非常に建設的な意見が多かったと思ひます。これについては、感謝申し上げたいと思ひます。

一つのものとしてまとめなきゃいけないので、今あった話についてはできれば取り入れていただきたいと思ひますけれども、具体的な記述については私に御一任いただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○三村会長 ありがとうございます。

それから、政治のほうでも、先ほどの3月末に全部終わるといふのは、国全体としてもちょっと問題ですので、どこかの場でこういうことを問題にさせていただいて、働きかけていただければありがたいと思ひます。小野委員、よろしいですね。

以上で第1番目の議題を終わります。

続きまして、事務方より「予算の概要と今後の中小企業・小規模事業者政策の方向性」及び「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」、「NPOなど新たな事業・雇用の

担い手に関する研究会の中間報告案」を御説明いただきたいと思います。

岩井政務官はここで。ありがとうございました。

(岩井大臣政務官退室)

○三村会長 よろしく申し上げます。

○米村参事官 それでは、資料6でございます。平成27年度中小企業・小規模事業者の政策の概要について御説明申し上げます。

左上、予算額でございますけれども、中小企業対策費、政府全体で2,416億円、うち経産省計上は1,295億円ということでございます。前年比を計算しますと16.5%増ということでありまして、経産省の一般会計全体の伸びが14.9%ですので、経産省としては中小企業・小規模企業予算を大変重視しているということでございます。

右に対策の柱が6つございます。各論は次の2ページ目にありますので、めくっていただきまして、まずは被災地対策でございます。何といたっても、被災地の中小企業・小規模事業者対策に万全を期するというので、グループ補助金などについて、引き続きしっかりした対策を行っていくということでもあります。

それから、その下の地域の中小企業・小規模事業者の活性化。党のほうからしっかりやれということも言われております、いわゆるローカルアベノミクスの推進の大きな柱になってございます。

1つには、「地域資源」をキーワードとした施策であります。ふるさと名物応援事業と書いてございますけれども、こうしたものを創設していきます。まだまだ地域に眠っております潜在力の高い地域資源、これは工業品、農業、観光、いろいろなものがございまして、こうした地域資源、いわゆるふるさと名物という言い方をしようと思っておりますけれども、これについて中小企業・小規模事業者による開発。今まで、大体開発だけで終わってしまうことが多いのですが、開発にとどまることなく、さらに販路開拓、マーケティング、地域ブランド化、そうしたことも含めて、地域全体の付加価値向上を支援していくということでございます。これで23億円の予算計上をしておるということでもあります。

このため、地域資源法という法律が今もございまして、これを改正してバージョンアップしていくということを、臨時国会が開催されますれば、次の臨時国会で御提案したいと思っております。現在、準備しているところでございます。内容については、まさに詰めているところでございますけれども、例えば市町村とか観光事業者とかいろいろな支援をしていただく方、農家、いろいろなプレーヤーを巻き込んで、製造事業者だけではなくて、そうしたチームアップした動きに対して、より一層支援ができるような、総合力も生かした動きに対する一層の支援ということを一つのキーワードとしながら、現在、検討を進めておるところでございます。

また、右側に地域の人材対策。先ほども人材の話がありましたけれども、子育てにより離職した女性とか若者、シニア、こうした方々がございますので、こういう方々にまた一線

に戻ってもらうような形での人材対策、あるいはIターン、Jターンと言われていたような地域での人材が足りないところについて、大都市のほうからそちらに移すような橋渡しができるような形での人材バンクのようなものを、いろいろな設計をしておりますけれども、こうしたコンセプトのもとで予算を考えているところでございます。

その他、海外展開。

それから、地域において非常に重要な商店街の対策なども、引き続き遺漏なく進めていくような予算を今、要求しているところでございます。

次の3ページ目、小規模事業者支援策の強化ということでありまして。先ほど来、桜町課長からも御説明しておりますとおり、本年は小規模企業振興元年ということで、しっかりした要求をしているつもりでございます。それが赤い囲みに76億円から175億円ということで、2.3倍の大幅な増の要求をしております。内容は多岐にわたりますけれども、繰り返しのようになりますが、例えば小規模事業者対策推進事業ということで、いわゆる持続化補助金をこの中に含んでおりますけれども、大変大きな要求をしているところであります。その他、人材の関係、金融の関係、よろず支援、いろいろなところについても総合的なパッケージを組んでしっかりした要求をしているところでございます。

4番目、中小企業・小規模事業者のイノベーション推進。何と云っても、これから付加価値を高めていくためにも技術開発、イノベーションが大事でありますので、そうしたところに遺漏なく対応したいと思っております。

1つは、ものづくり産業創出連携促進事業で112億円。これは、サポインと言われているいろいろな大学とかとの連携の中で、相当しっかりした技術開発をしていただく予算について、現在もありますけれども、これにデザインという分野を加えまして、さらなる付加価値を高めてもらうような新たな予算として組み直して要求しているところであります。

もう一つは、地域の雇用のかかなりの部分を支える第3次産業についてのイノベーションも非常に大事だということでありまして、商業・サービス競争力強化連携支援事業というのを9.9億円、新規で要求しているところでございます。商業とかサービスとか、いろいろなイノベーション、プロダクトイノベーション、プロセスイノベーション、いろいろあるかと思っておりますけれども、例えばITやロボットを使ったり、そういう非常に革新的な動きに対して助成いたしまして、そういうものを横展開していくということで、地域の経済にも影響するような技術開発、イノベーションの補助金を新設していきたいと思っております。

それから、5番目、ページをめくっていただきまして4ページでございます。創業・第二創業等へのきめ細やかな支援ということで、まず1つは、制度的な対応でございますが、今ほど長官からお話いたしましたけれども、官公需法の改正を考えているところであります。繰り返しのようになりますけれども、中小・ベンチャー企業からの政府調達を強化するべく、今は官公需、政府調達というのは、中小企業者の調達目標額を設定して、国、各省が努力するというスキームになっておりますけれども、この内数として、設立間もない企業、中

小企業・ベンチャー企業についての目標値を設定するなどして、年若い企業が参入しやすいような形にすることも、国としても努力していきたいと思っております。

設立間もない企業というのは、こういう官公需の格付けが高くなりにくいということもあります。しかしながら、そういうベンチャー企業をしっかりと支援していくというのも国として大事でありますので、そういう法律改正を早ければ次の臨時国会に提出してまいりたいと思っております。あと、その下にありますように、起業家教育の充実とか創業スクール。

それから、第二創業支援というのが右上にありますけれども、1つコメント申し上げますと、撤去費用等の廃業コストの支援ということが非常に新しいコンセプトで要求しているところであります。第二創業という形で新たな分野に挑戦していただくことを推奨しているわけでありましてけれども、この際に、既存の事業の設備とか、いろいろな処理がネックになって、新たなところに行きにくいという声をよく聞きますので、新しいところもやるというのが前提でありますけれども、既存の部分の撤去費用などについても御支援したほうがいいのではないかとということで、要求しているというのが少し新しい話であります。

その下、新陳代謝の促進ということで、今まで以上に支援協議会とかセンターなどもしっかりやってまいりますし、またこれも後でNPOの話が出てくるかと思っておりますけれども、NPOというのを中小企業政策の中に正面から取り込むことについての検討も進めております。1つは、しっかりしたビジネスをやっておられるNPOの方々、そういうビジネスについて、横展開も含めてモデル事業的に御支援できないかというのが、地域課題解決ビジネス普及事業ということで計上しているものでございます。

それから、最後の6でありますけれども、もちろん非常に重要な消費税転嫁対策について、遺漏なきようにやっていくということと。

それから、事業再生とかきめ細やかな資金繰り支援という形で、しっかりした金融対策もしていくということを現在考えているところでございます。

先ほど来お話がありますとおり、予算は要求するだけではだめで、かつ取れただけでもだめで、それをしっかり届けて何ぼということだと思っております。それに向けて、しっかりした執行体制もこれからとってまいりますし、広報もしっかりしてまいります。これに際しては、皆様方の日々の活動の中でのいろいろな御協力も、引き続きぜひよろしくお願いしたいと思っております。

内容が多岐にわたりますので、皆様方、多分、個別にいろいろな御関心があるかと思っております。この後の議論の場では、時間的に議論しづらいところもあるかと思っておりますので、何かありましたら個別におっしゃっていただければ、その分を中心にまた御説明にいろいろな場でお伺いいたしますし、ぜひよろしくお願いいたします。後日でも、事務局におっしゃっていただければ説明に参上いたしますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三村会長 次は、事業承継、よろしく申し上げます。

○飯田財務課長 事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会の中間報告ということで、資料7-1をごらんいただければと思います。財務課長の飯田と申します。3分、お時間をいただいておりますので、ポイントだけ御説明申し上げたいと思います。

全国、どこへ行っても事業承継ということだと思えますが、右上のグラフをごらんいただきますと、90年ごろ、20年ぐらい前には、60歳以上の経営者の方は3割ぐらいだったのですが、直近では52%ぐらいということで、非常に高齢化が進んでおります。70歳ぐらいで経営交代ということで考えますと、あと10年ぐらいの間には日本の企業の半分ぐらいの経営者が交代されるということかと思っております。

その経営者の方ですが、棒グラフに出ておりますけれども、かつてはお子さんに継いでいただいているケースがほとんどだったわけですが、最近ではお子さんに継がせる方が、このアンケートによると半分ぐらい、青いところですが、赤いところでそれ以外の御親族の方、緑色のところで従業員の方、紫色のところでM&A、さらに言えば黄色の廃業と、多様化しているということかと思えます。したがって、多様化した部分につきまして、きめ細かく対応するべきであるというのがこの報告のポイントでございます。

まず、青い部分、お子さんのケースでございますけれども、これは事業承継税制につきまして大幅な改正がされることになっておりまして、この1月から施行されます。確実にこれを施行して、ニーズをきっちり吸い上げて、さらに必要があれば改正につなげていくということかと考えております。また、そういった株式会社以外の個人事業主、小規模の事業もございまして、個人事業主につきましても、来年1月から相続税が上がるわけですが。これまで土地については手当てされてきましたけれども、それ以外の建物についても事業承継上の課題がないかということで、税制要求を考えておるところでございます。

続きまして、緑の部分、親族外承継、最近非常にふえてきております。これについても2点、手当てを考えております。1つは、民法の特例、遺留分という権利があるのですが、この特例が親族の中だけこれまでであったのでございまして、これを親族外、従業員の方が使われる場合にも慰留分の特例を認めるべく、法律改正を考えたいというのが1つ目。

2つ目ですが、先代の方が御存命中に、2代目の方が3代目の方に贈与されるというケースについて、納税猶予制度、事業承継税制が足りていないものですから、ここについて税制要求をしたいと考えております。

それから、紫色の部分、M&Aでございますけれども、こちらは規模の大きな会社、これは民間の事業者が手数料収入がとれますので、参入できるのですが、中小・小規模の皆さん、なかなかそういったこともございませぬので、国のほうで前に出て事業引継ぎ支援センターを今、全国展開中でございます。機構の皆さん、あるいは商工会議所の皆さんとも連携して充実に努めてまいりたいということでございます。

それから、黄色の部分でございます。そうはいっても、廃業あるいは第二創業されるという、いろいろ転身される方もいらっしゃるかと思います。そういった方々につきまして、

廃業するにもお金がかかるということでございますので、銀行もなかなかお金を貸してくれません。したがって、1つは小規模企業共済制度を改正いたしまして、廃業される方に貸し付けなどを行えるような制度改正ができないかということを考えております。あるいは、予算事業で第二創業ないしは廃業についても支援できるようなことを考えていきたいということでございます。

以上でございます。

○三村会長 NPOについて、どうぞ。

○蓮井企画課長 では、私も3分、お時間をいただいております、資料8-1という横長の青のパワーポイント、簡単にポイントを御説明させていただければと思います。

中小企業庁でございますけれども、なぜNPOかということでございます。最近、特に地域で、事業活動的な手法で社会課題あるいは地域のいろいろな課題の解決などの身近なサービス提供を行っているというところで、NPO法人、平成11年にできた法人でございます。もともとはボランティアに法人格をつけるという観点でできたNPO法人でございますが、その存在感が増しているという話はよく聞くようになってきてございます。欧米でもそういった活動がかなり進んでおり、中にはNPO法人と言いながら、かなり大きな規模でやっていらっしゃる方も出てきているということもございます。

他方で、先ほど来議論ございました小規模企業の基本法がございました。その中でコンセプトとして、事業の持続的な発展ということで、地域で頑張っている小規模事業者を応援するという意味において、中小企業施策のほうも小規模事業者に焦点を当てる段階で、より地域のほうに、しかもそれを持続的に頑張っている方を支援するということが出てきております。そういう意味で、事業をやっている方々とかなり似てきている部分があるのではないかと。最近、マイケル・ポーター先生がCSVという発想を言っておられます。こういった地域でまさに貢献するという観点を含めて、そういったことをモデル的に既にやっているNPOの事業を、中小企業政策でどう評価して、どのように支援ができるか、できないかという観点から、長官の研究会で研究してきたところでございます。

中間論点整理案と書いてございますが、実は中間論点の整理をして、最終的に委員さんとも調整している最中でございます。そういう意味で、完全にセットできていないのでお恥ずかしい、恐縮でございますけれども、そういうことで研究を進めているところでございます。

そういう意味で、現行は中小企業施策、今、申し上げたとおり、NPO、直接そのものを支援するという体系になってございません。基本的には、中小企業というのは個人事業者あるいは会社形態を前提としてございます。したがって、営利性というのを原則としてございまして、そういった中小企業をサポートするNPO、あるいは一緒に連携して事業を行うNPOの方々を、中小企業とみなして政策を適用することが現状でございますが、今後の考え方として、ここにはございますように、ビジネス手法を活用し、地域課題の解決を図るという事業活動を行うNPO法人については、中小企業と同等とみなして、正面から中小

企業政策の対象とするということについての検討を今後深化していこうという論点整理になってございます。

その際の考え方としまして、※印で4つございまして、NPOですから特定非営利活動ですが、これはビジネスで利益を上げちゃいけないと誤解されるのですが、そういうわけではございません。収益を上げることは可能でございまして、それを分配しないということが非営利の意味と聞いてございますので、そういったことで収益事業を行っており、なおかつそこからの雇用の創出、さらには多様な管理主体と連携した地域の課題解決、活性化。さらに、税制上、特別な恩典があるかどうかといった点を総合的に勘案しながら、今後検討を深めていくということでございます。

その際に具体的な支援策としてございますのは資金面でございますが、融資等を行うに際しての重要なものは、評価をどうするのか。通常に比べて、NPOというのは非営利を前提としている面がございまして、評価が難しいのではないかとということや、どういうふうにやっていくのかということ。その上で、さらには信用保証ということで、中小・小規模事業者と似たような資金繰りの課題が出てきてございます。そういうところにどのように信用保証制度を適用するのか。さらには、新たな資金調達手段の拡大等でございます。

人材面といたしましても、こういったことを担う創業の際に、NPOの形態で創業される方もおられますので、そういった意味で創業補助金の対象拡大でございまして、さらにインターンシップ、人材バンクということで、地域の方々が入っていけるような仕掛け。さらに、プロボノと言いますが、本業をやりながら別のところでサポートする仕掛け。さらには、大企業との連携といったことが重要ではないかとございまして。

もう一つ、大きいのは支援面でございまして、同様に経営課題を有していて、経営支援を求めておられるNPOさんも、事業型の中でよくおられます。そういったことに対して、既存の中小企業支援機関、商工会、商工会議所を初めとして、こういった方々による支援ということがうまくできないだろうかということ。その関連で、いわゆるマル経融資の適用。他方で、先ほど申し上げたように、NPOということで従来の企業とちょっと違う部分がございます。それに対応するスキル、ノウハウ等をどのように提供できるかといった観点での検討を今後進めていくということでございます。

組織面でも、創業するに際して、もともとNPOを選んだがゆえに、後になってこんなことではなかったのにとということもあると聞いてございます。そういった点についての周知等を図っていくということも含めて、今後こういった論点を中心に、法改正も一部あるかと思っておりますけれども、検討を深めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

今の3つの件について、御質問、御意見ありましたら、どうぞ御自由にしてください。どうぞ、三神さん。

○三神委員 まず、計画段階ということで、いろいろ議論の余地もあるのでしょうかけれど

も、今、御説明いただきましたNPOの支援についてですけれども、正直なところ、かなり質に幅がある業界でございますので、いわゆるNPO界の上場と言われる税務署の審査を通ったところにある程度ターゲットを絞るといった基準とか。あと、この審査基準の少し前に緩くなったような記憶が、私の記憶も不正確かもしれませんが、改めて実態を把握した上で基準をしっかり設けていただけたらなと考えております。

あと、プロボノに関しては、超大手のグローバルなコンサルティング会社とかローファームがこういった活動にかなり積極的でして、日本の地方都市、特に復興関連などに非常に参入したがついていたのです。その後のビジネスを、例えば外資系だと外国勢にとられてしまうという懸念は一方であるのですけれども、小規模な場合はそういったパッケージ単位ではなくなってくると思うので、ここは大企業との連携というか、いわゆるプロフェッショナルファームサービスのプロボノというの、ある程度視野に入れていくのは、中小企業支援という意味では興味深いのではないかと感じております。

特にグローバルなところだと、正規のビジネスだとペイしないという理由で手を出さないような中小規模のところも、プロボノだったら可能。あと、新人の育成目的で、こういったところもターゲットに入ってくるという判断が働きやすい領域になりますので、ぜひとも大企業ともというよりは、そういったプロフェッショナルファームを前提に入れていただけたらと思います。

○三村会長 堤委員、どうぞ。

○堤委員 時間もございますので、資料6と資料8に関しては、また別途メール等でも送らせていただければと思いますが、先ほど御説明ございました資料6の第二創業の撤去費用を盛り込まれたというのは、非常にありがたいことだと思いますというのを先につけ加えさせていただきます。

1点です。事業承継の資料を拝見させていただいておまして、委員様の中で、圧倒的に女性の委員の方が現状少なく、女性の委員の方も、ここに並んでいる現役というよりは、どちらかというと教えていらっしゃる大学の先生等という感じなのかなと。お名前が男女の区別がつかないのですけれどもね。

これから新しく創業してくる女性や若者の方々が、事業をずっと継続させていこうと全く考えていないわけではないと思いますので、委員というにはまだまだ荷が重いかもしれませんが、機会がございましたら結構でございますので、何か招集していただいて、例えば女性であればどう考えているとか、若者であれば、この地域であれば事業を継続させることをどう考えているかというヒアリングの機会を設けていただけましたら、私もこの年でいろいろ考えていることがございますので、申し上げたいことがございます。多分、同じように40代、50代の女性の経営者も思っていると思いますので、そういった機会をということを1点お願いでございます。

以上です。

○三村会長 ありがとうございます。

伊藤委員、よろしくお願いします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

今、行われている新戦力発掘プロジェクトというものがありますね。地域の女性が一度家庭に入って、また仕事をしたい人を中小企業とかがインターンシップ制度みたいなものでやるというのがあると思うのですけれども、これがとても機能していないのを実感しました。9月までに何か雇用を始めないといけないのに、いまだ知らない企業がたくさんいるということ。間に入っている機関がしっかり伝えていないのかというのを体感したばかりなのです。この制度がいいかどうかわかりません。た、制度がいきるようにスピーディーに対応して頂きたいです。

それで、もう一つおかしいと思ったのは、地域であれば、なぜ9月と決めてしまうか。例えば冬場にどうしても雇用しなければいけない地域だってあるはずなのです。そこがさっきの建設業とはちょっと違うかもしれませんが、余りにも決めごと過ぎが多過ぎるというか、もっと広げて物事を見た上で、そういう決め事をつくっていただきたいなと思ったのが1つ。

それから、中小企業を支援するというのはありがたいのですが、製造業のみならず、私の周りは景気がよくないという方がすごく多いです。皆さん、本当に困っています。その中で、支援という意味で補助金とかもありがたいのですが、抜本的に法人税を下げてもいいのですけれども、あれは結局、中小企業の増税につながるので、本当にどういう状況に中小企業が置かれているのかというのを、政治家の皆様もただ数字を移動させるのではなくて、それをすることによって本当にダメージが来るということを見きわめていただきたい。その上で、どういうふうにすることがベストか。幾らいいことばかりここであつても、そこで打撃を与えると全部マイナスになって、結果がプラスにいかない可能性があるので、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

以上です。

○三村会長 外形標準課税について言っているかと思います。

○伊藤委員 そうです。外形標準課税とか繰越欠損金。時間がないので、きょうは。

○三村会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、鶴田委員、どうぞ。

○鶴田委員 中央会の鶴田でございます。

先ほど説明いただきました中で、資料6の2ページの2ポツに、地域産品のブランド力向上を図るために「地域資源法」の改正というところがございます。これは、ローカルアベノミクスの実現に向けて、地域資源の見直しが大変重要であると私たちも考えております。私ども全国中央会でも、10月1日に開催する中央会のトップセミナーを考えておりますが、その中において、この取り組みについて検討することとしてございます。

例えば福島県では、ニットと食べ物の桃と柿という地域資源をつなぎ合わせて、桃や柿からの植物染料をニット製品に使用してブランド開発している組合もございます。それか

ら、新潟県では豪雪地帯の雪を活用しようと、異業種の食材のメーカーが集まりまして、雪室で熟成させた保存食品を開発している組合もあります。もう一つは、熊本県では、地元の野菜をいろいろ組み合わせてシリーズ化して、中国等に輸出している組合もあるということで、全国の地域資源を徹底的に活用するためにも、農業と製造業の組合、そして観光旅館組合等のサービス業組合などの産業間の連携の動きが顕著となってきております。組合という組織に着眼し、また着目した地域資源の一層の活用を図っていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○三村会長 ありがとうございました。

あと、江田委員と河原委員の札が立っております。このお二人で今回は終了させていただきます。どうぞ、江田委員。

○江田委員 社労士会から来ております江田と言ひます。

この審議会に参画させていただいた印象ですけれども、我々、厚労省の雇用主体の施策とか助成金は十分研修しているのですけれども、日常考えたら、中小企業、とりわけ小規模企業の経営者に日常接しているのは我々じゃないかと思ひます。そういう面では、今回ずっと参画させていただいて、どちらかというところ、印象として、厚労省の支援策がハード、中小企業庁の施策はソフト面での経営全般のことです。ただ、我々会員は厚労省の施策だけがよくわかっていて、どちらかというところの施策は疎い。私自身、この2つを相まって企業に入っていけば、より効率的なことができるのではないかと。

そういう面では、我々自身も会の中で中小企業庁の施策を広報といひましょうか、皆さん方に周知することもやりたいと思ひます。あわせて中小企業庁、とりわけ全国の出先機関の中で、我々が中小企業施策の研修などを募集したときに、どしどしそこに来ていただいて、この2つが相まって中小企業の施策をより効率的にやるのは、我々がその立場かなと思ひます。

もう一つ、ここで伴走型ということであるのですけれども、それは物すごくよろしいのですけれども、時々、商工会とかで聞くと、人材面で縮小されているということがあるので、伴走ができるのかということがあるので。そういう面だったら、税理士とか我々のようなものを外注、アウトソーシングを積極的にやっていただいて、伴走型の中に組み込んでいただければよろしいのではないかと思ひます。感想です。

○三村会長 ありがとうございました。

最後に、河原委員。

○河原委員 今回は税理士としての立場で、事業承継税制、資料7-1につきまして一言申し上げたいと思ひます。

事業承継税制の改正は、私ども税理士にとりましても大変使い勝手がよくなりました。というのも、役員退任要件が緩和された点です。譲った者も、隠居してしまうにはまだお元気な経営者もいらっしやいますので、今回、役員退任要件が緩和されたことは、実務の

上でも大変歓迎すべきことだと思います。

ただ、1つお願いがございますのは、人手不足の中で雇用8割維持要件というのは、企業の努力だけではどうにもならないものがございますので、この辺の更なる見直しを期待したいと思っております。

また、最後にもう一言。私はNPO法人の監査をやっておりまして、東京都の認定NPOの相談員の経験もがございます。いろいろなNPOの方々との話の経験から、先ほど三神委員が申されましたように、NPO法人さんは様々で、千差万別です。今後、御支援される対象とされる際には、どういうNPO法人がこの省庁として正しいのか、その定義づけは大変慎重にやっていただけたらと思います。

事業承継に関しましても、NPO法人に関しましても、申し上げたい点は沢山ございますが、お時間がありますので、また別の機会にと思っております。以上でございます。

○三村会長 ありがとうございます。

では、長官のほうから回答をお願いします。

○北川長官 要点のみ申し上げます。

NPOにつきましては、いろいろ難しい点があると思っております。法人税を収益事業に関して納めているのが前提だろうと思うのですがけれども、雇用要件とか活動内容とか、どの辺で政策の対象にできるか、それはよく考えて。今までゼロか1かという議論だったものですから、どこが対象になるか、よく考えていきたいと思っております。

それから、事業承継、さまざまな議論を重ねてきました。また、27年1月から相続税が大きく変わります。それを踏まえて、改めてまた次の課題に取り組んでいきたいと思っております。

それから、伊藤委員から法人税絡みで本当に厳しいのだということで御意見ございました。私どもはかねてから、法人事業税の外形標準課税化を中小法人に行うのは、極めて慎重にすべきだという意見を10年来持っております。中小企業の経営実態、担税力を十分踏まえて議論しないと変なほうに行ってしまうので、そこは我々も頑張って考えていきたいと思っております。

最後2点でありますけれども、伴走型について経営指導員の数が足りない。先ほどの川田委員と同じですけれども、これにつきまして、そこはそこでふやすとして、税理士さん、社労士さんを初め、認定支援機関ということでこの制度を2年前からとっております。今、2万ぐらいの方に参加していただいておりますので、こういった部分も踏まえながら一緒になって支援の幅をふやせればと思います。

最後に鶴田委員から、地域支援に関して組合の機能を発揮しろということ。確かに組合というのは連携ということで、中小企業政策の原点でございます。これが改めて、今の地域の実情からすると有効なものになっていっているのではないかと考えておりますので、連携、そして面的な支援に絡めて一緒にやっていければと思います。

以上です。

○三村会長 どうもありがとうございました。質問もよかったし、答えもよかったということで、これで終わりたいと思います。

政務のほうからちょっと御発言、よろしく申し上げます。高木副大臣からよろしく申し上げます。

○高木副大臣 きょうは、どうもありがとうございました。

本日御発言いただいた内容について、先ほど長官のほうからもお話がございましたように、中小企業政策においてしっかりと反映しながら、また基本計画等にもしっかりと反映できるようにしてまいりたいと思います。また、これで中小企業に対する、小規模事業者に対する支援が完璧になったわけではありません。ある意味で言うと、ようやくスタートラインという状況であると思いますので、不断の努力をしながら取り組んでまいりたいということを改めて決意させていただきたいと思います。

きょうは、どうもありがとうございました。

○三村会長 山際副大臣、どうぞ。

○山際副大臣 特に税の話ですけれども、もちろん我々は同じ側に立っているわけで、おっしゃっていることは全くそのとおりなのです。しかし、経済全体を見たときに、グローバルで闘わなければいけない企業と、ローカルで踏ん張っている企業と、これを隔離して、その2つを闘わせるような雰囲気は税調の議論の中でどうしても出がちです。ですから、そうならないように、我々としてもどう財源の課税ベースを広げていくかという議論も重ねながら、今、委員御指摘があったようなことが起きないようにきちんと進めていくことが必要だと思ひますし、そのように努力したいと思ひます。

○三村会長 私からも、どうぞよろしく申し上げます。

関政務官、いかがですか。

○関大臣政務官 今回、いろいろな内容、本当にたくさんの御意見ありがとうございました。大変勉強になりました。

今回、こちらの政府の方から挙げている目標も、かなり意欲的な内容になっていると私はとらえておりますし、委員の方々からも御意見賜りましたけれども、それが本当に実現できるかどうか最大のポイントになってくるような内容が掲げられていると思ひます。逐一、皆様方の御意見を聞かせていただいて、詰まってしまっているところを、川の流れのようにどんどん流れていきますようにやっていきたいと思ひますので、また御意見を賜ればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○三村会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第21回「中小企業政策審議会総会」を終了させていただきます。活発な議論、ありがとうございました。これで終わります。